

弁護士法第 72 条についての司法制度改革審議会での主なやりとり

(参考)

弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

集中審議 2 日目 (12.8.8)

・・・(略)

石井委員 ・・・(略) 次に、「(3)

弁護士の業務範囲の見直し」ですけれども、弁護士は法律的な業務独占に守られ、その地位に安住していたために、自己研鑽の必要性を痛感することができなかったという不幸な面があるように思われます。法曹人口の増加による適度な競争原理の導入等とともに、その業務独占の在り方を見直すことも必要な時期に至っているように思われます。

弁護士は、法律上の業務独占によってではなく、提供するサービスの質の高さをユーザーにアピールすることによって、責任ある地位を保っていくべきであります。ユーザー保護の観点からの担い手の能力を担保する措置を設け、業務独占を解除して、隣接法律専門職種等に分担させ、真の意味で弁護士にしかできない業務に全力を傾けて、その専門性を発揮することでユーザーのニーズに応えるべきであると考えております。

隣接法律専門職種に対する訴訟代理権等の付与・法律相談業務等の裁判外の業務独占の在り方・企業法務の活用等は、このような観点から検討されるべき課題であると考えます。その際、民事訴訟法などの最低限の知識や能力を担保する十分な試験制度があつてしかるべきだと考えています。

さらに、弁護士が、隣接法律専門職種等に独占業務の一部を開放して協働化を進め、その専門性を活用し、また外国法律事務弁護士とのパートナーシップ及び雇用の見直しを行うなど、トータルとして質の高いサービスを提供することを可能にすることが重要であると思っております。

また、企業形態も多様化する中で、企業法務担当者が企業の法廷代理人となれるような方策が検討されてもよいと思っております。その際、東京商工会議所が取り組んでいるビジネス実務法務検定を企業法務担当者の能力的担保措置に利用したりするのも、法律サービスの質の向上を図る一つの方策として検討に値するものと考えております。

・・・(略)

第 28 回審議会 (12.8.29)

・・・(略)

○法務省(房村司法法制調査部長) 法曹養成制度としてどうかということであれば、大多数の法律家を育てるためには、司法研修所のような養成の仕組みというのは、必須だと思っております。あるいは、法廷なり、弁護士事務所なり、検察庁なりで、実務修習をしてもらうということが必須だと思っておりますけれども、すべての法律家がそういう経験を経てこななければいけないかどうか。司法試験を受か

った人の中で、現実にはそういう修習は受けないけれども、それなりに法律的な仕事を大過なく何年間かやれば、そういう人にも法律資格を与えてもいいのではないかとさえ、それは現にそういうことを法律は認めているわけですから、その職業の種類を増やすかどうかというのは、十分検討はできると思います。

○吉岡委員 大変参考になりました。

○山本委員 それは私どもも、是非入れてもらいたいと思っているんです。要するに、弁護士さんの法律事務の独占という概念について、私ら議論する必要があるだろうとお願いしたいと思っているのですが、要するに、法廷代理、これは弁護士独占であるべきだし、よくよくのことがなければ、隣接職種の問題がありますが、限定的な解除しかないと思うんです。これに対していわゆる法律事務ですね、これについては、隣接職種も含めてフリーでいいのではないかという考えを持っているんです。

今の議論に帰りますと、現在でも司法試験に合格して企業法務をやっている人はいるわけです。しかし、法廷代理はできない。しかし、事務はやっているわけです。そういう人たちが、これから企業の形態としてもいろんな形で出てきますので、例えば、持株会社みたいな本部があって、傘下の子会社の法律事務をやる。ゆくゆくは認定弁護士じゃありませんけれども、自分たちの企業とそのグループの法廷代理くらいできる。そういうふうな道を開いていただければという意見が強うございますので、隣接職種の問題も含めて審議していただければと思っております。

・・・(略)

○竹下会長代理 久保井会長に2点ばかり伺いたいと思います。

一つは、先ほどから余り問題になっていなかった弁護士法72条について、もう一つは、懲戒制度の問題です。72条の方は細かい具体的な司法書士にどの程度で訴訟代理権を認めるかというようなことではなくて、日弁連としての基本的

スタンスを伺いたいのです。今の72条は非常に広い範囲に網を掛けて、弁護士の業務独占という言い方は適当でないのかも分かりませんが、ほかの人たちが法律事務に関与することを一切排除しておりますね。日弁連としては、ここのところ新しい時代を迎えて、歴代の会長のリーダーシップで随分大きく変わっておられる。その点は非常に敬意を表するのですけれども、この72条の問題についても、方向性で結構ですから、これから見直していこうというお考えなのか、それともやはり原則は72条は堅持するというおつもりなのか、お聞かせ願いたいというのが1点でございます。先ほど山本委員からもお話がありましたように、訴訟代理とか裁判所の行う執行手続上の代理とかという点については、これは原則として弁護士でないとできないというのも一つの考え方だと思いますけれども、ADRとか、行政手続とか、法律相談とか、そういう分野については少なくともその分野の専門業種に開放していてもよいのではないかと思いますので、どういう方向性で考えておられるかを伺いたいということです。

○日弁連(久保井会長) 72条について、弁護士会の方針がどうかということなんですが、ペーパーの中にも書かしていただきましたけれども、この21世紀社会の法的なニーズに応える方法として、二つあると思うんです。

一つは、弁護士の数を増やして、そして弁護士がきちっと対応していくという方法。もう一つは、弁護士の数をなるべく押えて、その代わりに隣接業種の方々に手伝っていただくという、どちらかの方法があると思うんですが、私どもとしては、やはり基本的には、訴訟だけではなくて、示談交渉、法律事務を含めて、こういう法律判断を、あるいは法律に関する仕事を、我々自身がやはりつらくとも数を増やして、自らこなしていくというのが、真の意味での国民に対する責務ではないかと考えておりまして、72条を部分的に開放する形で、ほかの業種

の方に手伝っていただくことによってカバーするというのは邪道ではないかと。そういうことで今回臨時総会を開いて、きちっと社会の必要に応じた数と質を確保していくという方針を打ち出した。

裁判は専門的だけれども、法律相談やADRとか行政手続くらいだったらいいじゃないかという見解も、確かに私も理解できないことはないんですけれども、実は、弁護士で最も難しいのは、最初の診断、医者で言いますと治療の前の診断が、非常に重要な意味を持ってあって、法律相談というのは、やさしそうに見えて決してやさしくない。専門的な要素を要求されるので、それを誤りますと、次の段階で弁護士が付きましても、その是正に大変苦勞するという実情もあります。

それから、示談というのは裁判外でやるわけですが、そういう場合は、法廷の場合だったら、裁判官が横におりまして、ある程度両当事者のやりとりに対して、後見的な役割を果たしてくれるんですけれども、示談ということになりますと、裁判官が横におりませんから、おかしな示談、アン・フェアな示談になってきても、コントロールする人間がないために、裁判より危険性が伴うという面もありまして、示談交渉くらいは弁護士でなくてもいいじゃないかという御意見は、取れないと思います。

弁護士人口について、我々が消極的な態度を取るということであれば、当然そういう隣接業種の方にもお手伝いいただくということは必要ですが、そういう大きな政策を打ち出したので、そこは御理解いただきたい。

ただ、先ほどから出ていますように、数を増やすと言っても計画的にやらなければいけないわけですから、ある程度の年数も掛かる。ロースクールの整備状況も見なきゃいけないものですから、その間、市民を待たせるわけにいかないの、やはりお手伝いいただくと。例えば、司法書士でしたら、現在、本人訴訟の場合の訴状の作成とか、場合によったら法廷

の傍聴席の外から裁判官の求釈明に対する指導をなさったりしている事実が各地でかなりあるようですから、そういうものを正式に認めていく。本人訴訟の支援を正式に認めていくという意味で、補佐人としての業務を正式に認めていくということは、当然やっていかなきゃいかぬと思いますが、最終的には、安易な方法を取るべきではないのではないか。

簡易裁判所の事物管轄は、今は90万円になっています。90万円以下と言いましても、東京、大阪はまだしも、ちょっと地方都市に行きますと、非常に重要な裁判もあります。また、訴額の見直しの動きもあるようです。もし、それを安易にしますと、非常に国民に迷惑を掛けるというふうに私どもは考えている。決して縄張り意識とか、あるいは独占を守るためということではたかな態度を取っているわけではないので、そこは十分に御理解いただきたいと思います。

・・・(略)

第29回審議会(12.9.1)

・・・(略)

○北村委員 そのこのところで、企業法務を、等の中に入れてあるんです。ところが、これは弁護士と隣接の関係によりまして、弁護士と企業法務との関係ということになってしまいますね。等の中に入っているということは。この企業法務につきましては、必ずしも弁護士としての権限を認めるということが主張されているわけではないのではないかなと思うんです。

したがって、私はこの等の中に企業法務そのものを入れるということについてちょっと違和感があるわけなんです。

というのは、企業法務に務めている人については、自社のものについては認めてもらいたいというわけですね。

○山本委員 厳密に言うと自社だけではなくて、自社並びに関連会社です。

○北村委員 でしょう。だから、弁護士というのは広く公のためにということで、全然違うと思うんです。いわゆるそ

の企業の従業員が会社だとか、その関連のものについてやるということと、ちょっと違うのではないかなと思いますので、ここの中に入れるのに違和感があると。それを取り上げるということについては別途やればよいと思うんです。そういう意味です。

○山本委員 わかりました。

○鳥居委員 機能の整理の仕方から言うと、弁護士の資格を持って、それを専門の業として公務員をやっている人というのはいますけれども、あれはそれと似たような話ですかね。

○佐藤会長 弁護士の資格を持ってやっている人は別なんでしょう。

○北村委員 別なんです。

○鳥居委員 いいんですか。

○佐藤会長 はい。

○北村委員 企業法務というのは、資格を持っていない人のことですね。

○鳥居委員 持っていないという前提ですか。

○佐藤会長 念頭にあるのはそうなんでしょうね。

○山本委員 それだけでなく、いふなれば資格を持っている人もいますけれども。司法修習を受けてないが、司法試験は合格している、そういう人もいますわけです。

○高木委員 別途また、労働事件の問題のときに議論をさせてもらおうかなということでは余り申し上げなかったんですが、例えば労働組合で司法サービスなどを担当してきている者等も、若干レベルの問題はあるのかもしれませんが、同じような意見があります。このことは労働の方の審議のときに言わしていただくかなと思ったりしております。

○佐藤会長 企業法務と並ぶような。

○高木委員 特に労働事件についてです。

○竹下会長代理 企業法務などを含むとしないで、中黒が何かで並置してはどうですか。

○佐藤会長 なるほど、中黒ですか。

○竹下会長代理 ええ。法律専門職と企業法務との関係です。

○佐藤会長 ちょっと性質が違うということですね。

○中坊委員 今おっしゃった企業法務、また高木さんのおっしゃっている組合の場合も含めて、これは藤田さんがこの間ヒアリングの最後におっしゃったように、臨司意見書の際から代理人、いわゆる行政庁だけは指定代理人の、代理権まで認めておるという制度がある。それはやはりちぐはぐじゃないかということで見直さないといけないことを言われておるところがあるわけですね。だから、非常に基本的な物の考え方というのはどうあるべきかということの問題点があります。企業法務を、たまたま法律を担当したから、おっしゃるように、資格があつたり、ほかのものが全部できたりというのとはちょっと違うと思うんです。確かに先ほどから北村さんもおっしゃるように、二つは区別して考えないと、ちょっと違うように思います。

だから、隣接業種として一つの司法書士なり税理士さんなり決まっているという職業と、これとはちょっとまた違うんで、その角度は今、北村さんの言うようにはっきりさせておかないと、先ほど言う指定代理人という制度もむしろ問題じゃないか。確かにそうだろうと思うんです。何で行政だけはいいんだということになりますからね。この人はもう代理権までであるということになっているんだからね。企業法務は手伝っているだけで、裁判もできない。こっちは裁判まで全部代理権があるということになっている。そのちぐはぐ性というのはそのときから指摘されて、いまだに解決していないんだから、そういう問題はそこで解決すべき問題じゃないかという気がする。

○藤田委員 この間、指定代理について申し上げたのは、特に地方公共団体について問題があるという趣旨で申し上げたんですけれども、これから社会の需要が大きくなるからということで法曹人口を大幅に増やすということになります。そ

うすると、法曹資格を持った人たちが立法機関、行政庁、あるいは会社の法務部門に入っていったら、そこで法の支配の中心的な役割を果たすというような状況が望ましいということですから、そういう形が将来のあるべき形ではないかという趣旨で申し上げました。

○佐藤会長 その趣旨には全く賛成です。

では、ここは代理が言われるように、専門職種、中ポツにして、企業法務など、そういうふうにさせていただきませんか。

・・・(略)

第46回審議会(13.2.2)

・・・(略)

佐藤会長 では、そういうように考えていただく必要があるということで、取りまとめとします。

それから、弁護士会の運営の透明化も図る必要があるのではないかと。例えば、会の運営に弁護士以外の者の関与を拡大する、あるいは業務、財務等の情報公開の仕組みを整備していただくというようなこともあるかと思えます。

また、さっき申し上げたことですがけれども、法曹養成段階での倫理教育、継続教育段階での倫理研修の強化というようなことを、弁護士倫理の強化と弁護士自治のところ、確認的に取りまとめておきたいと思えますけれども、そういうことでよろしゅうございましょうか。

前回、非常に密度の濃い議論をしていただいたものですから、今日は、できれば余り遅くならないようにと思っているんですけども、次に御議論いただきたいと思えますのは、隣接法律専門職種、弁護士法72条などと関連する諸問題についてです。

前々回の審議における意見交換と、本日のこれまでの意見交換は、中間報告の人的基盤の拡充の中の「(2)弁護士制度の改革」の部分について行ってまいりました。これからは、中間報告の制度的基盤の整備の中の「(1)利用しやすい司法

制度」、29ページ以下ですけれども、この中の「ア 弁護士へのアクセス拡充」、「イ 法的サービスの内容の充実」、ここに記載している部分を中心に意見交換を行いたいというように思います。

その中でも、隣接法律専門職種、弁護士法72条などの関連する諸問題について、まず最初に意見交換を行いたいと考えております。

意見交換に入ります前に、この問題に関する中間報告における取りまとめの部分を、簡単に念のため御紹介したいと思います。

まず、隣接法律専門職種との関係については、今後、弁護士人口の大幅な増加と、弁護士改革が現実化する将来においては、総合的に司法の担い手の在り方を検討していく必要はあるものの、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性等にかんがみ、当面の法的需要をいかに充足するかという利用者の観点からの検討が急がれるというようにした上で、各隣接法律専門職種を個別的にとらえて、それぞれの業務内容や業務の実情、業務の専門性、人口や地域的な配置状況、その固有の職務と法律事務との関連性に関する実情やその実績等を実証的に踏まえ、信頼性の高い能力担保制度を講じることを前提に、それによって担保される能力との関係で、訴訟手続への関与を含む一定の範囲・態様の法律事務の取扱いを認めることを前向きに検討すべきである、というように取りまとめております。

さらに、中間報告では、弁護士と隣接法律専門職種その他の専門資格者による協働について、ワンストップ・サービス(総合的法律経済関係事務所)を積極的に推進し、その実効を上げるための措置を講ずるべきである、それからまた、弁護士法第72条の規制(いわゆる法律事務の独占)について、隣接法律専門職種の活用を検討する見地も含め、今後の在り方を検討すべきである、さらに、企業法務等が行う法律事務の位置付け、特任検事、副検事、簡裁判事の経験者の位置付け、

行政訴訟の指定代理人制度のこれからの在り方についても検討すべきである、としているわけでありませう。

こうした中間報告の示している方向性を踏まえまして、更に一層具体化するための方策等について、御意見を交換していただきたいということでもあります。

ここでの中心的課題は、隣接法律専門職種の方々の活用ということになるかと思ひます。そこから意見交換に入りまして、その後で、その他の弁護士法第72条関係、ワンストップ・サービス、企業法務、特任検事、副検事、簡裁判事関係の問題について意見交換をするという形で進めさせていただければというように考へております。

これらはそれぞれ関連しているところもありますので、必ずしも今申したように厳密に切り分けて言っていたかなくても、適宜御発言、御意見を開陳していただいて結構でございますけれども、そんな形でこれから御審議いただきたいと思ひます。・・・(略)

山本委員 位置付けを検討することになっている企業法務の点について、関連企業といえども有償でやるのは弁護士法違反であるということですが、昨今の企業活動を見ていると、頻繁に組織変更が行われ、企業活動環境の変化に機敏に対応している。持ち株会社化とか、あるいは分社化とか、そういったことが非常に盛んになっているわけですが、そういう場合に、法務部門の機能を本部に集中して、分社化したグループ企業に対して同じようなサービスを一元的に提供することが合理的なわけですが、しかし、組織は独立しており会計は別なんで、サービスの対価はいただかざるを得ない、そういう実態があるわけで、実質的には一つの企業の中でやっている場合と余り変わらないんですけれども、そういう場合でもまかりならぬということになるのかどうかですね。その辺の企業側の要求、要望としては認めてもらえるのではないだろうかという期待があるわけですが、いかがなものでしょうか。

中坊委員 私は個人的にはやはり賛成しかねると思ひますね。企業法務だけであつて、企業であればだれでも自由に会社は設立できるし、今まで我々が論じてきたのは一定の資格というものに基づいて議論しているわけですから、ちょっと今、山本さんのおっしゃっていたのは、確かに、今の企業社会の中であつてそういう必要性があるというのはそれなりに分かりますけれども、何ら制限がないものをそこへばんと資格のある、今まで隣接業種という中で論じてきたのとはちょっと違うのではないのでしょうか。やはりその違いというのは今、我々としてそこまで届いていっていいのかどうか、現在直ちにそういう資格と関係のないところまで全部が我々の審議の対象になるというのは、ちょっと苦しいのではないかという気がするんです。

山本委員 将来的には、ロースクールを出た人たちがたくさん出てくるから。そういう企業内ローヤーというのはそういう形で育ってくるんでしょうけれども。

高木委員 分社化された会社から。

山本委員 要するに、分社化する場合には、それぞれに独立した部署を持つのは効率はよくないですから、一般管理部門は原則として本部機能に集中させて、新しく設立したグループ企業は、それぞれの専門分野に特化していくわけですが。

高木委員 そうすると、持株会社なら持株会社として置いておいて、費用は全部配付するわけですね。

山本委員 そうそう、一般管理費用を分担するよということになるわけですが。

中坊委員 企業の中にも資格のある方がいらっしゃるわけでしょう。その方の使者としてとか、そういう手助けというのは、現実にどこでもされておるわけですから、そういう形であつて、その方がそういう資格と関係なく、その人と関係なく、独立でできるということになってくる範囲が、我々が今議論しているところとは少し違うので、しかも企業へもこれから弁護士さんはどんどん使用人にな

るようにしていくことを、今度の弁護士法 30 条の、この前届出制のところの問題になったように、営業許可も緩めていくという制度になっているんだから、そういう対応の仕方はまだ可能だと思うんですよ。そういう今、山本さんがおっしゃっていることを即認めなければ非常に困ったということには必ずしもならないんじゃないでしょうか。だから、そういう現在の資格のあれを活用することによって可能なことにもなっているので、今、過疎地の庶民の問題とはちょっとまた違うような感じがするんですけれども。

山本委員 訴訟代理権ということであれば、日本では、本人訴訟はできるわけですね。代表取締役若しくは支配人であればできる。ですから、法務部門の者を支配人にしちゃえとかいった乱暴な話も聞くわけです。どういうふうに解釈していいかよく分からないんですけれども、一種の本人訴訟の延長ということで、中坊先生がおっしゃるのと違う側面もありそうなんですけれども。

竹下会長代理 ちょっと伺ってよろしいですか。私は山本委員のおっしゃるように、そういう必要があると思うのです。それは決して弁護士法の趣旨に反するわけでもないだろうというのは分かるのですが、ただ、どの範囲のというのが、何か基準があって画せるのでしょうか。持株会社だと比較的是っきりしているかもしれませんね。それが分社化とか、何かと言い出すと。

山本委員 100 % 子会社というのは、実質親会社と同じだと。ただし、そこから持株比率がだんだん小さくなっていったとき、これはどう解釈するのか、何だか分からなくなっちゃうんですけれども。

竹下会長代理 例えば、商法上の親会社などというところはかなりはっきりしますが。

山本委員 50 % 超の子会社。20 % 以上の関連会社とかいろいろあるんですけれども。

竹下会長代理 ちょっと何かその辺が

はっきりしないとやはり。

山本委員 そうですね。いろいろなバリエーションがありますけれども。ちょっと研究を、余り細か過ぎますね。

藤田委員 山本委員の顔を見ると胸が痛むのですが。例えば、自社訴訟の代理権というような、裁判所が関与する手続についての代理権ということになりますと、日ごろいろいろ御意見を承っているようなリーガルセクションの方などは、これは弁護士はだしの人もおられて、この人ならこれは十二分に務まるだろうなと思う人もたくさんいらっしゃるんですが、問題は、限界の引き方が非常に難しい。一部上場の会社だけというわけにはいかない。そうすると、今でも名もなき小会社について、三百代言が支配人として称して出てくるのに手を焼いているんです。ですから、私も法務部員であると言われると、これは本当に困っちゃうということになるわけでありまして。私は都の労働委員会に行っているんですが、ある特定の業種で、いろいろな会社を渡り歩いて、会社側の方から代理人、補佐人として出てくる人がおるんですが、そういうような人たちが、これは得たりかしこしと登場されると裁判所としては非常に困るんです。こういうように、線の引き方が非常に難しいという実務上の問題がありますので、御考慮願えればと思います。

山本委員 こういう引き方がありますか。司法試験はパスしているが、修習は受けていないという法務部員だったら構わないとか。

佐藤会長 それはまた別途考えようがあるんじゃないですかね。その制度的な条件整備を考えるとということで。司法試験を通過しているわけですから。・・・(略)

第 60 回審議会 (13.5.22)

・・・(略)

山本委員 最後の「企業法務等の位置付け」なんですけれども、「少なくとも」云々とあって、非常に明快なんです、

「少なくとも」という形容詞が入る以上は、その前提としてももう少し幅広の検討課題があるということ、要するに、企業側としては、グループ企業の訴訟代理権だとか、有償のリーガルサービスとかいろいろと要望させていただいているわけです。とりわけ、持株会社とか分社化だとか、企業再編の動きが活発になっていますね。元々、一つの会社が形を変えたわけですから、変わっても同じようにやっていきたいという声も強うございまして、審議の中で、こうした要望を認めてほしいという問題提起をしたんですが、それについてはこれからの検討課題の辺りのところに頭出しをしていただければと思います。

佐藤会長 今の点ですが、最初に「位置付けについて検討し」と四角の中で修文しています。

山本委員 四角の中でなくてもいいですから、そういう要望があって、これについては「検討する」という感じの頭出しをしておいていただければ大変ありがたいんです。結論はこれで結構です。

竹下会長代理 これを議論しましたときに、山本委員が指摘しておられる問題は、弁護士法 72 条の方の問題なのではないか。つまり、法曹資格を認めるという問題ではなくて、親会社の法務部が子会社の法律事務を処理することが弁護士法上許されるという問題ですね。

山本委員 そうです。典型的な非弁活動とは違うんじゃないですかということです。

竹下会長代理 そうですね。では、それはどこかにそういう趣旨のことを書いておくことにしましょう。

・・・(略)

第 6 1 回審議会 (13.5.29)

・・・(略)

中坊委員 34 ページのところ、ADR の問題に関して、「隣接法律専門職種の業務内容」や、今日おっしゃったように「企業法務等」というのが入ってきて、それがそっくりそのまま 82 ページ

の弁護士法 72 条のところも、訴訟代理権も入ってきて、非常に混乱と言ったらおかしいかもしれないけれども、前回、確かに山本委員の方から、企業法務の問題について、意見が出て、それはむしろ後の方になりますけれども、84 ページのところの「企業法務の位置付け」という問題のときに、司法試験合格後一定の実務経験をやれば、それで法曹資格の付与を与えても良いんじゃないかということに関連して、確かに、そのときに、竹下会長代理が、そういうものとも関連してくるんじゃないかというお話がありましたけれども、その問題は勿論ここで議論していないし、しかも企業法務そのものというのは、本当に千差万別があるわけです。他の隣接業種だったら、皆さん、資格とか、何かによって限定されていますけれども、企業法務と言えれば概念は無限大に広がるわけで、私としては、このところに、隣接業種と同等の立場で企業法務を並列してお加えになったのはおかしいんじゃないか。それはそっくりそのまま、後に出てきますけれども、弁護士法 72 条のところにも同じように出てくるんで、これはもう一度、これはそういうことで議論をしていないし、私はここに導入されるのはおかしいんじゃないかと思うわけです。

竹下会長代理 これは随分前から山本委員が言っておられることで、例えば、親子会社のような場合で、親会社の法務部が子会社の法律事務や何かを処理することが、弁護士法 72 条に違反すると言われるのはおかしいのではないかと思います。

ここで書いてあるのは、34 ページも 82 ページも、むしろ弁護士法 72 条の規律内容をはっきりさせてくださいということなのです。どうしてはっきりしないのかということ、今のような企業法務の例で、常識的に考えると、当然ではないかと思うようなものまで形式上は 72 条に違反するということになりそうなのです。それから、隣接法律専門職種との関係でもそうです。一方では弁護士法では、弁護

士法に別段の定めがある場合でなければ、報酬を得る目的で他人の法律事務を扱うことを業とすることは許されないとやっているのに、他の法律で別段の定めをしてあると、それはよいということになっているのは、やはり国民の目から見ると非常に分かりにくい。そういう意味で、72条の内容を見直してくださいというのがこの趣旨なのです。

ですから、企業法務をどうかしろという話ではないのです。

中坊委員 文章全体を読むと、そうはいかない。

佐藤会長 今、代理が言われたとおりだと思います。

中坊委員 おっしゃるように、企業法務というものがどう関係するか。親会社が子会社の相談に応じるということがいかにどうかという問題は、確かに山本委員の方から提案はありました。しかし、私たちとしては、いやしくも法律業務そのものということ、やはり弁護士法72条がある。そうすると、隣接業種と弁護士業務との関係は、確かに今までここで議論してきました。ヒアリングもしました。しかし、企業法務というものが、親会社、子会社だから何もかもできるということになってくると、これこそまさにいろんな意味における大混乱が起きてくるので、そうなってくると、まさにそこが範囲の問題というよりも、確かに隣接業種との間は、一つの資格があって、その問題についてはあるけれども、企業法務だと言えども何でもかんでも通じるということになってくる問題があるわけです。

そこを考えるならば、この間、山本委員がおっしゃったからと言って、34ページの一番下に入り、それからまた同じことが今度は弁護士法72条で、82ページ辺りでまた入ってくるというのは、私としてはおかしいんじゃないかという気がするんで、その点は考え直していただきたいと思うんです。

水原委員 中坊委員の今日お出しになられた意見書を拝見いたしますと、ここ

の記載は「『企業法務等』に訴訟代理権等を付与するか否かに関しては、十分な審議もなく、むろん審議会で合意があるわけでも、何らかの方向性が示されたわけでもない」とお書きになっています。この意見書案のところでは、これは決して代理権を付与するということでは全然ございませんで、全く触れておりませんで、私が法律家として、弁護士法の72条を読んでみましても、どういう場合が許されるのかというのは非常に難しい問題でございます。それについて、72条をもう少しよく検討しましょう、よく意味が分かるようにやってもらいましょうという趣旨で書かれているものだと思うので、私は、そういう意味においては、決して原案に固執するわけではございませんけれども、この案で結構だと思います。

佐藤会長 中坊委員、そういう趣旨なんです。およそ訴訟代理とは関係ない。

中坊委員 そこに出てくるんですけれども、私としては、企業法務という概念が非常に千差万別でしょう。そういうものを、今、隣接業種と並行に並べてお書きいただいているんで、それが、今、会長代理のおっしゃるように、一つの問題提起の仕方ではあったかもしれませんが、確かに弁護士法72条が完全無欠であってと言うよりも、今、まさに隣接業種との関係において問題になってきたというのは分かります。しかし、それはそれにとどまるのであって、企業法務で、子会社のことを親会社がやることの問題ということにまで範囲が広がってきますと、まさに資格を要件としている法律業務というものの意味がどうかということになってくるんだから、私は企業法務は企業法務として、ここに「企業法務の位置付け」というのが84ページに出てきますが、この中で処理すべきことです。

佐藤会長 84ページに出るのが難しく、この関連で山本委員は言われたんです。

中坊委員 84ページのところに、そういうふうにお書きいただくのはいいけ

れども、法律事務独占のところというか、72条のところ、あちこちに同じ文章が出てくると私は誤解を招くんじゃないか。

佐藤会長 84ページは、法曹資格の問題だから、ここに企業が入っていると難しいというので、むしろこっちの方で。

井上委員 これは別に企業法務だけに限らないと思うのです。72条がどこまで規制しているのかということは、現代社会においては非常に分かり難くなってきていると思うのです。だから、その内容を明らかにしてくれということであって、法律事務独占を解けということを行っているのではないのですよ。

佐藤会長 そういう趣旨としてここは。山本委員、大分言いたいことがありだと思っんですが、そういう趣旨として御理解いただけませんか。

山本委員 小さい部分でも検討していただきたいと思います。

高木委員 時間も無いのにあれですが、私も関係しているところの企業に、法務部なり法務室の仕事はどういう仕事ですかと聞いてみました。例えば、弁護士さんとの関係もどういう役割分担になっているんですかと聞きましたところ、これはまさに企業ごとにもものすごくその位置付け方も違います。多様な内容を一つにくくる言葉として企業法務という言葉が使われていますが、この前、山本さんがおっしゃったように、持株会社の抱えている訴訟などに親会社の法務部がコミットする程度をレベルアップしたいというお考えが企業として当然ある。ついては、そういう議論をする余地を残しておいてくださいというのが御趣旨だったと思うんです。

そして、84ページは、まさに司法試験を通られた後、企業法務等で働いておられるが研修所に行かれていないような人たちに法曹資格を付与するかどうかの話だったと思います。

中坊委員 確かに、今、会長のおっしゃっていただく趣旨も分からぬでもないけれども、同時に企業法務という言葉が

一人歩きして、それが非常に、こういったら語弊があるかもしれないけれども、戦線拡大というか、そういうことの一つに使われてきている経緯も実際あるわけですし、その隣接業種というのは、審議会でも議論もしたし、そうだけれども企業法務の問題から、そこも全部出てくるということが、またここにパラレルに書かれるということについて、私は誤解を招きはしないかということに危惧するということなんです。

佐藤会長 ここは、さっきから申し上げているように、72条の明確化との関連で触れているということで、御理解いただけませんか。決して大きな話ではないと。

・・・(略)

第62回審議会(13.6.1)

・・・(略)

竹下会長代理 では、申し上げます。中坊委員の方から、第二読会の席上も、この企業法務等というのは少し広過ぎるのではないか、企業法務と言ってもいろいろあるという御意見が出されて、修正案を本日お出しになられたのですが、会長と私の方で相談をさせていただいて、お手元にある修文(案)のように改めてはどうかという提案です。問題となるのは、主として事前配付版の81(新86)ページからの「隣接法律専門職種の活用等」のところだと思いますので、そこをごらんいただきたいと思っます。まず枠の中の下から2番目の2行目の末尾に「企業法務等」という言葉が出てまいります。それから、次の82(新87)ページにそれと対応する本文のところと同じものが出てまいります。

そこで、この表現を、2月2日に行われました第46回会議における山本委員の御発言などを考慮させていただいて、「会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等」とする。前に分社化とか持株会社とか、そのように企業の組織形態が非常に多様化している。その中で、ある企業の企業法務が他の会

社の法律事務を処理しなければならないような場合も出てくるというお話だったものですから、このような説明を付けさせていただいたらどうだろうかという提案です。いかがでしょうか。

山本委員 確かに、前々回の発言のときには、そういった最近の企業組織形態の変更のことを発言しましたがけれども、そもそも 72 条と企業法務との関係というのは、自社の訴訟代理だとかリーガル・サービスを使用人として給料を受けて実施することなどが、72 条で禁止している報酬の対価ということになるのかわからないのかという、そういう不明確な問題がそもそもあるんですね。そもそもがあって、更にそれが最近の企業組織変更で、不明確な部分が更に拡大して複雑化しているということがありますので、是非この点を明確化してもらいたいというのが真意なんです。

確かに、中坊先生のおっしゃるように、72 条そのものをどうしようかという検討はあまりしていませんけれども、企業法務の位置づけを明確化してもらいたいということは、72 条との関係に触れざるを得ないわけですから、それもリーガル・サービス、法律相談だけではなくて、訴訟代理の問題なども含めて明確化してもらいたいというのが私の発言の趣旨でございますので、どうぞ、その点よろしくお願いいたします。

佐藤会長 お手元の、この修文で表現されていませんか。

山本委員 そういうことでしたら、結構です。

竹下会長代理 もともと 72 条の方の問題なのですね、山本委員のおっしゃるように。

佐藤会長 よろしゅうございますか。ここは御承認いただいたので、休憩に入る前に全部やってしまいませんか。